



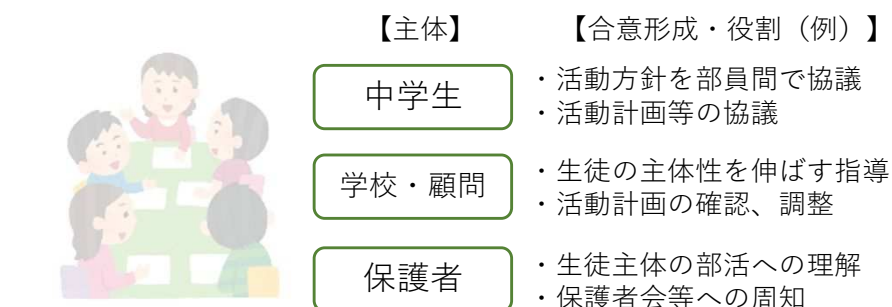
対話と熟議で創出する未来のブカツ

～地域移行を見据えた部活動改革～



資料 1

赤字：令和6年度実施事業



point1

生徒主体の部活動のあり方を「熟議」する場の創設

企画運営

【「熟議の場」をトータルコーディネート】

- ・熟議の場の周知、企画、進行等
- ・学校、生徒、保護者への周知と啓発
- ・教育委員会事務局への連絡
- ・検討協議会、学校運営協議会等各種会議での周知

【業務受託先】
(一社) コミスクえひめ

【業務連携先】
市内総合型地域スポーツクラブ

委託

検討協議会委員の意見を事業に反映

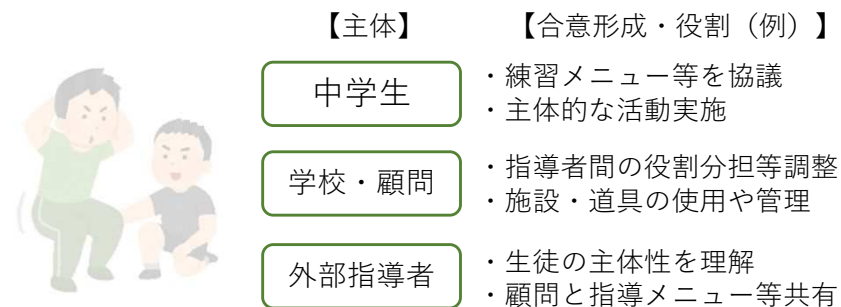
教育委員会事務局
学校教育課

報告・助言

東温市部活動地域移行
検討協議会

- ・全体方針の決定（教育委員会）
- ・学校、保護者、地域等への通知
- ・教職員の兼職兼業許可手続き

- 【構成員】
- ・学校代表 ・保護者代表
 - ・市内文化スポーツ団体代表



point2

外部指導者登用と教職員の兼職兼業による「働き方改革」

企画運営

【外部指導者登用による体制づくり】

- ・外部指導者の募集、人材発掘、依頼
- ・学校、部活顧問との調整
- ・兼職教職員のクラブ指導者登録
- ・指導者謝礼の支払
- ・将来的な地域クラブの体制づくり

< 次年度以降想定 >

- ・指導者研修プログラムの作成と実施
- ・練習メニュー作成への助言

【業務外提案】

- ・地域学校協働活動サポーターの活用
- ・社会教育団体への協力要請
- ・体験学習事業とのコラボ

連携先

地域住民
地域団体

人材
バンク

大学・
専門家

部活動改革のコンセプト *Concept*

- ①地域で子どもを育て、持続可能な地域をつくる **チーム東温**
- ②生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる **地域づくり**
- ③生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる **人づくり**

R 6 年 9 月以降の部活動指導体制と費用

平日	平日	平日	平日	平日	休日	休日
3 日以内の活動					1 日の活動	

- ・ R 6 は公費負担
(支払は委託業務で実施)
- ・ R 7 に費用負担を協議
- ・ 将来的には公費負担 0 へ

R6

部活動顧問が主に指導

【外部指導者イメージ（例）】
①身体づくりなど単発のトレーニングを行う指導者。
②部活動指導員など顧問として生徒の技術指導に従事する。教員は指導員の補佐的役割。

部活動顧問又は
外部指導者が指導

指導者へ謝礼支払
(兼職兼業教員含む)

R7

部活動顧問が指導

外部指導者の平日活動を
段階的に実施

部活動顧問又は
外部指導者が指導

指導者へ謝礼支払
(兼職兼業教員含む)

R8

部活動顧問が指導

外部指導者の
平日活動拡大

外部指導者が指導

学校管理の
部活動時間を縮減

指導者へ謝礼支払
(兼職兼業教員含む)

休日練習する場合は
クラブ参加料発生

R9

教職員は兼職で参加

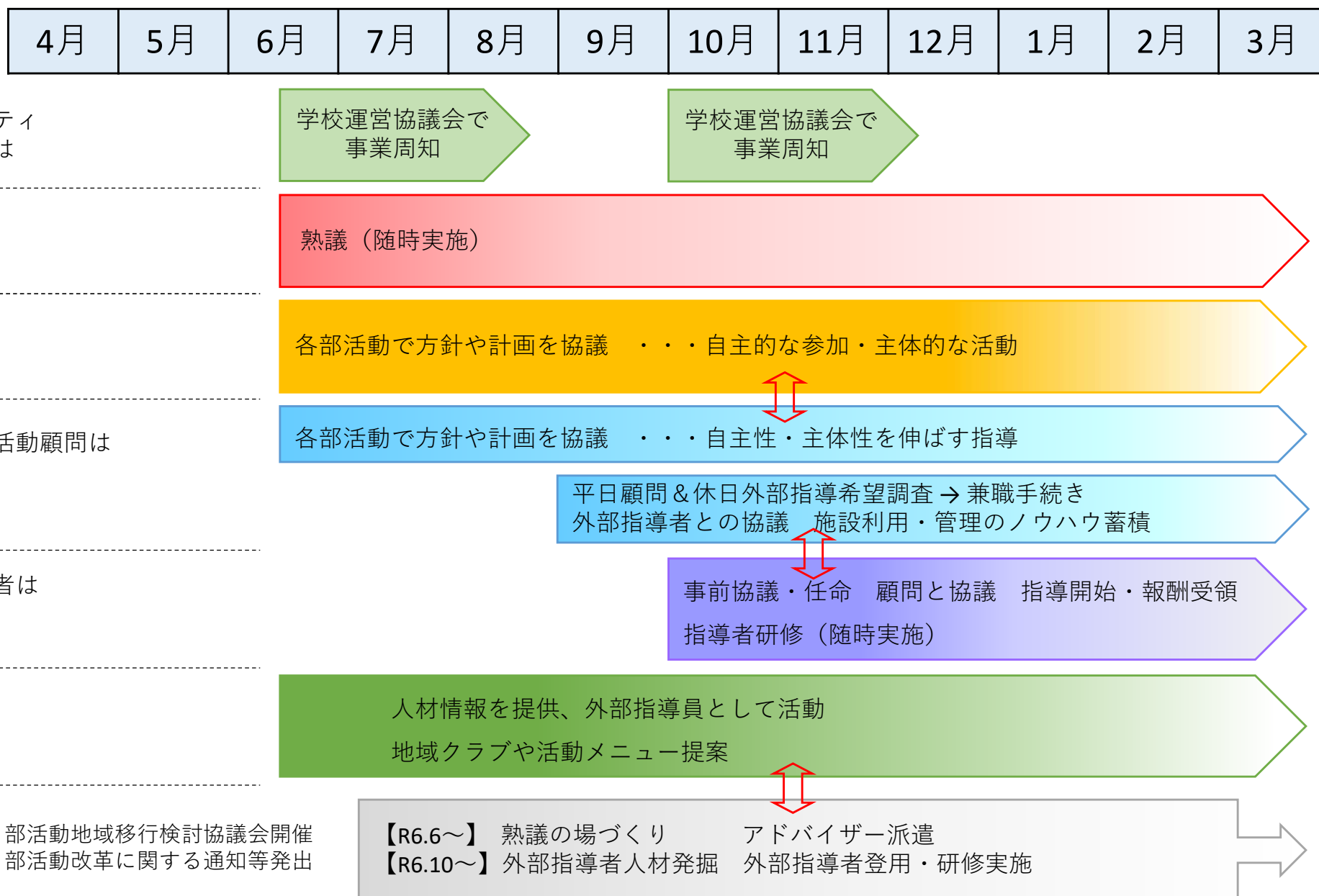
地域クラブ活動を
段階的に実施

地域クラブが指導

クラブへ会費支払

▶▶可能な部活動から実施し、熟議の進捗具合によって前倒しも可能。

各ステークホルダーの動き



令和 6 年度東温市部活動改革コーディネート事業 委託仕様書

1 趣旨・目的

少子化によりこれまでと同様の部活動体制が困難となり、さらに教職員の過重労働が社会課題となっている。本事業は、東温市立中学校部活動における関係者の主体的な参画を促すため環境づくりと、専門的な技術や知見を有する外部指導者の部活動への登用を進めることで、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の体制づくりと教職員の働き方改革の実現につなげることを目的とする。

※本事業の実施に当たっては、国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、愛媛県が策定した「愛媛県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」及び「公立中学校の部活動改革に係る愛媛県推進計画」、発注者の定める「東温市部活動地域移行推進計画」「東温市立中学校部活動の方針」に沿うこと。

2 委託期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 履行場所 東温市立中学校（部活動で利用する市有施設を含む。）

4 事業内容

受注者は、部活動改革を総合的にコーディネートする以下の業務を行う。

【ソフト面】部活動参画者の主体性を育む熟議の場の企画・運営に関すること

【システム面】部活動への外部指導者登用に関すること

4-1 【ソフト面】部活動参画者の主体性を育む熟議の場の企画・運営に関すること

受注者は、以下①～④に記載のある部活動改革に関する協議の場の企画・運営を行う。協議の場では生徒、保護者、教職員、地域住民等多様な主体が参画できるよう努めるとともに、部活動の主役である生徒の自主性が育まれるよう配慮すること。

①学校への事前周知

受注者は、学校に対して本事業の趣旨や目的を周知し、協議の場を設ける対象部活動を募集する。対象部活動は、学校長及び部活動顧問と協議して、決定する。

②協議場所の確保

受注者は、発注者、学校長及び部活動顧問と相談して、協議の場の時間、場所、参加者への呼びかけを行う。

③協議の場の企画・運営

受注者は、協議の場における企画・運営を行う。なお、運営方法については事前に発注者と相談し意識統一を図ること。協議回数は、生徒の自主性を尊重し、学校活動に支障のない範囲で設定すること。（隔月開催を想定）

④活動内容の周知啓発

協議終了後は随時、協議内容や進捗具合を生徒、保護者、教職員、地域住民に分かりやすく周知、啓発すること。

4-2 【システム面】部活動への外部指導者登用に関すること

受注者は、以下①～④に記載のある部活動への外部指導者登用を行う。なお、事業完了後も学校と外部指導者が直接交渉できる体制を整備すること。

①外部指導者の募集

受注者は発注者及び学校と連携し、適宜、公募等により外部指導者を確保すること。生徒の参加人数が多数の場合は指導者の増員を可能とする。指導を希望する教員、地域人材を可能な限り採用すること。実施日等については学校及び部活動顧問と協議すること。

②外部指導者を受け入れる部活動の募集

受注者は学校と連携し、外部指導者を受け入れる部活動を募集する。

③部活動と外部指導者とのマッチング

受け入れを希望する部活動と外部指導者との間で、日程調整や練習内容等の連絡調整を行い、円滑な練習環境を整備すること。

④外部指導者への謝礼支払

委託事業費の範囲内において、部活動へ招聘した外部指導者に対し、講師謝礼を支出すること。なお、講師謝礼の単価は1,600円/時を基本に、招聘する講師と適時調整すること。

⑤実績報告

外部指導者の登用状況及び活動実績（生徒参加状況、活動日時、事故・苦情・その他トラブル等に関する報告等）を毎月 1 回（当月分を翌月 10 日までに）実績報告書により報告すること。

⑥その他

受注者は上記に掲げる業務のほか、東温市部活動地域移行推進計画期間（令和 8 年度まで）終了後、受注者の自主事業として部活動地域移行の受け皿となりうるクラブチーム活動の体制づくりを進めること。

5 成果物

受託者は、委託期間終了後速やかに事業完了報告書を電子データにより発注者に提出すること。報告書には、各種目への生徒の参加状況、事業期間中の活動の実施状況、事故等の集計、学校施設活用状況、運営スタッフの配置状況及び研修実施状況等について記載すること。なお、事業完了報告書は、部活動の規模ごとの課題や、課題解決に有効となった支援方策などを整理し、事業実施、改善に役立つ内容となるよう努めること。

6 個人情報の取扱い

受託者は、事業の運営にあたり知り得た個人情報について、次の項目に留意しながら、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講じるなど、適切な維持管理を行うこと。

（１）個人情報を目的以外に利用しないこと。

（２）個人情報を発注者以外の者に提供しないこと。

（３）個人情報の複製をしないこと。

（４）個人情報の受信及び送信並びに記憶媒体の收受、送付及び管理・保管は、受託者の個人情報管理責任者が行うこと。

- (5) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は、速やかに受託者の個人情報管理責任者に報告し、その指示に従うこと。

7 特記事項

- (1) 本事業に係る成果物等の著作権、所有者等の権利は、全て発注者に所属するものとする。
- (2) 本事業の実施においては、発注者並びに指導者を派遣する当該校との連携を密にすること。
- (3) 受託者は、発注者の承諾を得た上で事業の一部を再委託することが出来る。その場合は、再委託先ごとの事業内容及び再委託先の概要、その体制、責任者等を明記の上、事前申請すること。
- (4) 受託者は、本事業により知り得た情報等を本事業においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本事業の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 事業に関する内容は、発注者の許可なく外部に発表しないこと。
- (6) 受託者の責任に起因する問題が発生した場合、受託者は、自らの責任においてこれを解決すること。
- (7) 本事業の履行にあたり、契約書、仕様書及び発注者から提出された資料等に明記されていない事態が発生した場合は、受託者と発注者が協議するものとする。

案

東温市部活動地域移行推進計画

令和 年 月 日
東温市教育委員会

1 策定趣旨

深刻な少子化の影響で、これまでと同様の部活動体制が困難となり、また、教職員の過重労働が社会課題となっている昨今、東温市教育委員会（以下「市教委」とします。）では、「地域の子どもは、地域で育てる」という理念の下、中学生世代がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに東温市立中学校（以下「中学校」とします。）における働き方改革を早期に実現しなくてはなりません。

東温市部活動地域移行推進計画（以下「本計画」とします。）は、令和4年12月に国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び愛媛県が令和5年9月に策定した「愛媛県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」並びに「公立中学校の部活動改革に係る愛媛県推進計画」に基づき、部活動に関係する様々な主体との合意形成と連携体制の構築を図る上での共通の指針として、部活動の将来像とその実現に向けた具体的取組を示すために策定します。

2 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3カ年とします。なお、令和5年度は本計画策定準備期間とします。

3 部活動地域移行の推進方策

（1）愛媛県の考え方

令和5年9月に策定された「公立中学校の部活動改革に係る愛媛県推進計画」によれば、「運動部活動の小規模化と各学校における部員数の確保が年々厳しさを増しており、小規模校では、生徒たちの希望する部活動がないという状況も生まれている。（中略）このまま手を打たず何もしなければ、学校の部活動は、出生数の減少とともに急速な衰退を続け、生徒たちがスポーツや文化芸術等の活動に親しむ機会を奪う事態になりかねない。そこで、公立中学校において、スポーツや文化芸術等の活動環境を再構築し、持続可能なものとなるよう、新たな体制づくりを進める必要がある。」とされており、従来の部活動という枠組みにとらわれることなく、ゼロベースの構築が求められています。

（2）東温市の考え方

東温市では、国ガイドラインや県方針及び県推進計画に基づき、学校、生徒、保護者及び地域住民が部活動の在り方を主体的に検討する機会を設け、部活動を学校だけでなく、関係者の自主的かつ自発的な参画と主体的な運営で活動していく体制づくりを進めます。また、将来的な地域移行を見据え、部活動に外部指導者を積極的に登用します。

（3）東温市部活動地域移行検討協議会での情報共有

本計画の推進に当たっては、市教委、学校、保護者及び市内地域スポーツ・文化芸術活動団体で構成する「東温市部活動地域移行検討協議会（以下「検討協議会」とします。）」にて、具体的取組について共通理解の下、協議又は調整を行い、中学校部活動の目指すべき将来像の実現に向けて着実に実施していくものとします。

また、実施した具体的取組については、検討協議会において、学校運営協議会をはじめとする各方面からの意見等を参考に効果検証を行い、必要なアプローチやアクションを見直していくものとします。

4 本市学校部活動の現状

（1）出生数の減少と生徒数の減少

本市の出生数は、2000年から増減はみられるものの、総じて緩やかな減少を続けており、2022年の出生数は189人と3番目に低い数値となっています。

また、令和5年度に中学校に在籍している年代の生徒数は、東温市合併当初の人数と比較すると、減少率は19.9%※です。

※ 平成17年5月1日時点1,055人、令和5年5月1日時点845人

（2）部活動種別及び部員数

中学校では令和3年度まで全員部活動加入制を設けておりましたが、令和4年度から順次希望制に変更しています。過去5年間の部員数（単位：人）推移は、下表のとおりです。

①運動部

重信中男子	R1	R2	R3	R4	R5
陸上競技	29	24	30	16	24
水泳	19	30	27	13	8
バスケットボール	11	14	21	22	18
バレーボール	26	21	20	19	30
卓球	28	24	24	19	21
ソフトテニス	38	42	46	38	29
サッカー	23	29	38	35	31
ソフトボール	24	28	17	17	12
軟式野球	22	18	17	9	10
剣道	7	7	5	9	8

重信中女子	R1	R2	R3	R4	R5
陸上競技	34	30	22	27	30
水泳	9	6	5	2	3
バスケットボール	14	13	13	17	19
バレーボール	20	25	25	32	27
卓球	42	27	20	14	13
ソフトテニス	56	45	38	38	43
サッカー	2	2	2	0	0
ソフトボール	15	16	14	18	19
剣道	8	6	5	6	7

川内中男子	R1	R2	R3	R4	R5
バレーボール	26	21	19	20	23
バドミントン	27	25	20	21	31
サッカー	18	26	23	18	9
軟式野球	12	13	15	19	19
柔道	3	0	0	0	0
剣道	20	13	6	13	10

川内中女子	R1	R2	R3	R4	R5
バスケットボール	25	20	22	18	14
バレーボール	10	12	16	16	14
バドミントン	15	22	22	28	20
ソフトテニス	18	17	15	9	15
サッカー	1	2	0	1	1
軟式野球	0	4	5	3	0
柔道	1	0	0	0	0
剣道	4	3	3	0	6

②文化部

重信中男子	R1	R2	R3	R4	R5
吹奏楽			2	3	7
美術			7	6	3
情報処理(パソコン)			20	22	18
読書文芸			3	0	4
茶道			0	0	0
演劇			0	1	2

重信中女子	R1	R2	R3	R4	R5
吹奏楽			36	31	31
美術			37	33	37
情報処理(パソコン)			7	7	4
読書文芸			2	0	3
茶道			14	19	18
演劇			17	18	9

川内中男子	R1	R2	R3	R4	R5
吹奏楽	0	0	0	0	0
美術	4	7	6	6	3
家庭	0	0	0	0	3
情報処理(パソコン)	33	31	44	27	20
V&C	—	6	5	13	11

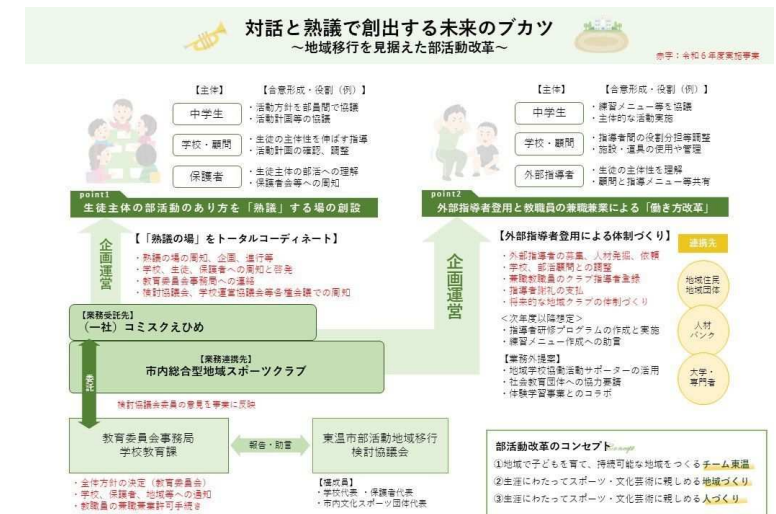
川内中女子	R1	R2	R3	R4	R5
吹奏楽	16	12	7	5	5
美術	17	14	16	19	15
家庭	18	12	7	5	6
情報処理(パソコン)	10	7	9	11	9
V&C	—	8		11	4

※V&Cは令和2年度創部

5 取組の方向性（目指すべき将来像）

東温市に住み、成長していく子どもたちが、生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむため、本市の学校、生徒、保護者及び地域住民が自主的かつ自発的に部活動へ参画できる環境づくりを進め、持続可能な部活動体制の構築を図ります。さらに、部活動への外部指導者の登用を積極的に進めることで教職員の負担を減らし、学校部活動の枠組みにとられない、段階的な地域移行を目指します。

取組は中学校部活動で可能な種目から実施し、計画期間後においても、教職員や生徒が部活動の在り方を自ら考え、実行できる意識や体制の構築を目指します。また、計画期間中に着手できなかった部活動についても、同様の取組が横展開できるよう学校内又は学校間での連携を強化します。



(取組イメージ図)

6 推進体制（関係団体の行動指針）

(1) 市教委

市教委は、本計画を策定し、計画期間中に部活動改革を進められるよう、アンケートなどを通じた生徒等の意識調査、検討協議会の事務、継続的な地域スポーツ・文化芸術活動に対する必要な財源確保や外部委託事業実施のほか、愛媛県・中学校・東温市内スポーツ団体等との連絡調整を図ります。

計画期間中は学校教育課が主管となって学校・東温市内スポーツ・文化芸術活動団体等と連携を図り、生涯学習課の協力を得ながら円滑な部活動改革を推進します。計画期間後は、将来的な部活動地域移行を見据えて、総合型地域スポーツクラブをはじめとする東温

市内スポーツ団体等と連携し、学校教育課の協力を得ながら、生涯学習課が主管となって地域スポーツ・文化芸術活動の充実を図ります。

（２）中学校

中学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、生徒主体の部活動を目指して、愛媛県及び東温市の関係部署や地域スポーツ・文化芸術活動団体等と協力・協働しながら、生徒、保護者、教職員及び地域住民を交えた、部活動の在り方を協議する場を設けます。また、各中学校長は、国、愛媛県及び市教委が示す方針に基づき、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が進むよう関係者との連携・協力を図り、本計画を推進します。

中学校に勤務する教職員は、国ガイドラインや県方針及び県推進計画に基づき、所定の兼業承認申請を行い、休日における教員の立場での指導時間縮減を目指し、所属校長は、部活動における教職員の兼職兼業を積極的に推進します。

（３）市スポーツ協会、市文化協会、市PTA連合会、総合型地域スポーツクラブ等

本計画の関係団体・関係者は、東温市部活動地域移行検討協議会等を通じて具体的取組への助言及び支援を行うほか、学校や運営主体への指導者の派遣等、指導体制への協力を行います。

また、所属団体、構成員等に対して部活動改革に関する協議・検討を進める機会を設け、部活動地域移行を見据えた理解促進及び協力体制の整備に取り組みます。

（４）外部指導者

学校部活動は、生徒が集団の中で仲間と切磋琢磨する様子や、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍する様子を観察することができるなど、教育的意義を含む活動の場です。その意義を踏まえ、外部指導者は部活動顧問と連携し、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的なトレーニングを積極的に導入します。

7 具体的取組

①令和５年度（計画期間外：策定準備）

- ・検討協議会の設置及び委員委嘱
- ・中学生、保護者、教職員に対し、現状把握調査（アンケート）実施
- ・検討協議会委員からの意見収集
- ・市教委、中学校及び関係団体で令和６年度以降の具体的取組を検討
- ・各方面への啓発・周知

②令和６年度（事業開始）

- ・検討協議会における具体的取組の協議
- ・推進計画の策定

- ・地域移行を見据えた学校部活動改革に関するコーディネーター業務委託

業務内容	1	生徒、教職員、保護者等を交えた部活動改革に関する検討機会の創設
	2	各団体等へ部活動への参画や指導者派遣の依頼
	3	外部指導者の登用及び謝礼支払
	4	外部指導者謝礼に関する費用負担の協議及び仕組みづくり
	5	外部指導者研修に関する仕組みづくり など

- ・教職員による教員の立場としての休日部活動指導時間を縮減

- ・生徒、保護者、地域住民への周知

- ・部活動改革を進める上での各種規定の制定又は改正

③令和７年度（令和６年度の協議・検討結果を反映）

- ・コーディネーター業務委託契約

業務内容	1	生徒、教職員、保護者等を交えた部活動改革に関する検討機会の創設
	2	各団体等へ部活動への参画や指導者派遣体制の確立
	3	外部指導者の登用及び謝礼支払
	4	外部指導者謝礼に関する受益者負担の開始
	5	外部指導者研修に関する仕組み確立 など

- ・検討協議会での進捗状況報告と意見共有

- ・生徒、保護者、地域住民への周知

④令和８年度（部活動改革の加速）

- ・部活動を生徒が自ら考え、保護者の支援を得ながら学校と協議して運営

- ・部活動運営に関して発生する課題に対する協議から解決までの進め方の確立

- ・部活動運営のための会費徴収や外部指導者への報酬支払い、部活動運営に関する相談体制維持のため、コーディネーター業務委託を継続。内容は前年度までの実績を基に検討。

- ・低所得世帯等に対する費用負担支援のための財源確保を検討

- ・生徒、保護者、地域住民への周知

8 その他

本計画は、国ガイドラインや県方針及び県推進計画、本市の予算等を鑑み、適宜見直しを図り改訂します。